

補助率:

- 注1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が業務方法書第26条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 注2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図書類、(ニ)無体財産権(工業所有権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 注3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 注4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。
- 注5. 補助事業者が管理する『固定資産台帳』と整合性が取れた内容で正しく記載のこと。なお、固定資産台帳の写しを提出のこと。